

諮 問 書

佐市高福第795号
令和2年12月14日

佐賀市個人情報保護審査会
会 長 村 上 英 明 様

佐賀市長 秀島 敏行



佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号の規定により、下記のとおり貴審査会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

久保田老人福祉センター及び久保田農村高齢者交流施設(以下「両施設」という。)への防犯カメラ設置に伴う個人情報の本人以外からの収集について

2 諮問理由

両施設は、令和2年度までは佐賀市社会福祉協議会へ管理業務を委託しているが、令和3年度からは、久保田公民館(平日)と久保田まちづくり協議会(土曜日)に管理業務を依頼する予定である。

久保田公民館及び久保田まちづくり協議会の事務室は、両施設から100mほど離れた久保田支所複合施設内にあることから、両施設の状況を即時に把握することが難しい。

そこで、盗難などの犯罪を抑止し、来館者が安心して利用できる環境確保に向けて、両施設へ防犯カメラを設置することとしたい。

3 所管課

高齢福祉課

4 設置時期

令和2年度中

5 防犯カメラの概要

(1) 設置場所

久保田老人福祉センター、久保田農村高齢者交流施設

(2) 設置台数

2台

(3) 稼働時間

常時稼働

(4) 掲示

防犯カメラ設置場所に、防犯カメラが作動中であることを明記した表示板を掲示する。

(5) 記録装置

- ・記録装置は、久保田老人福祉センターの事務室内に、鍵付きのラックに入れて保管する。当該センターは閉館時に施錠するとともに、機械による警備を行う。
- ・また、ラックのカギは、(7)に定める取扱者が保管するものとする。

(6) 画像データの記録方法及び保存期間

- ・画像データは、記録装置の内蔵ハードディスクに三週間保存する。
- ・撮影後三週間を経過した画像データは、順次新しい画像データを上書き保存することにより、完全消去する。

(7) 防犯カメラ管理者及び取扱者の指定

防犯カメラ管理者は高齢福祉課長をもって充て、高齢福祉課長寿推進係長が取扱者として、防犯カメラ及び画像データを適正に管理する。

(8) その他

「久保田老人福祉センター及び久保田農村高齢者交流施設防犯カメラ運用基準」に基づき、防犯カメラ及び画像データを適正に取り扱う。

6 画像データの外部提供

画像データの外部提供は、「佐賀市個人情報保護条例」及び「久保田老人福祉センター及び久保田農村高齢者交流施設防犯カメラ運用基準」に基づき取り扱う。

具体的には、刑事訴訟法第239条第2項の規定(官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。)に基づき告発を行う場合や、刑事訴訟法第197条第2項の規定(捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。)に基づく捜査機関等からの照会があった場合が考えられる。

外部提供にあたっては、その目的を特定できる範囲のデータを限定し、何らかの外部記録媒体に複製した上で提供するとともに、提供先に対し、画像データの複製禁止、不要になった際の記録媒体の返却の条件を付すものとする。

久保田老人福祉センター及び久保田農村高齢者交流施設防犯カメラ運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、久保田老人福祉センター及び久保田農村高齢者交流施設（以下「両施設」という。）の入館者の安全確保及び施設、設備等の破損、盗難等の防止を目的として設置する防犯カメラ及びこれにより記録された画像情報（以下「画像データ」という。）の取り扱いについて必要な事項を定める。

(防犯カメラの設置)

第2条 防犯カメラは、両施設内に設置する。

2 防犯カメラを設置した場所には、防犯カメラが作動中である旨の表示をするものとする。

(防犯カメラ管理者及び防犯カメラ取扱者)

第3条 防犯カメラの適正な運用を図るため、防犯カメラ管理者（以下「管理者」という。）及び防犯カメラ取扱者（以下「取扱者」という。）を置く。

2 管理者は、高齢福祉課長とする。

3 取扱者は、高齢福祉課長寿推進係長とする。

4 管理者は、取扱者にこの基準を遵守させなければならない。

5 取扱者は、この基準を遵守し、防犯カメラ及び画像データを適正に取り扱わなければならない。

(画像データの取り扱い)

第4条 防犯カメラは、常時画像を撮影し、画像データは、保存専用ハードディスクに三週間記録する。

2 前項のハードディスクは、久保田老人福祉センターの事務室内に、鍵付きのラックに入れて保管する。当該センターは閉館時に施錠するとともに、機械による警備を行う。また、ラックのカギは、取扱者が保管するものとする。

3 撮影後三週間を経過した画像データは、順次新しい画像データを上書き保存することにより、完全消去する。

4 画像データは撮影時の状態で保存するものとし、加工してはならない。

(画像データの提供等の制限)

第5条 画像データは、佐賀市個人情報保護条例第8条第1項ただし書に該当する場合を除くほか、管理者及び取扱者以外の者に貸与又は複写提供をしてはならない。

(委任)

第6条 この基準に定めるもののほか、監視カメラの運用に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附則

この基準は、令和 年 月 日から施行する。